

# 埼玉県土砂の排出、 たい積等の規制に 関する条例の手引き

平成30年4月

環境部産業廃棄物指導課

# 目 次

1	土砂の排出に関する手続き等	1
2	土砂の堆積の許可手続き	4
3	土砂の堆積の基準	7
4	土砂の堆積の標準断面図	9
5	堆積の基準以外の許可の基準	11
6	土砂の堆積に係る変更の許可等	12
7	土砂の堆積の許可の取消し	12
8	許可申請者、許可事業者の義務	13
9	汚染された土砂の堆積の禁止	13
10	土壤基準	14
11	許可業者が行う堆積に係る土地の汚染調査	15
12	土砂搬入禁止区域	17
13	命令等	17
14	罰則	17
15	書類の提出先等	18
16	問い合わせ先	18

# 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例について

埼玉県では、土砂の排出、堆積等に関して、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的として「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」（以下、「条例」という。）で、規制を行っています。

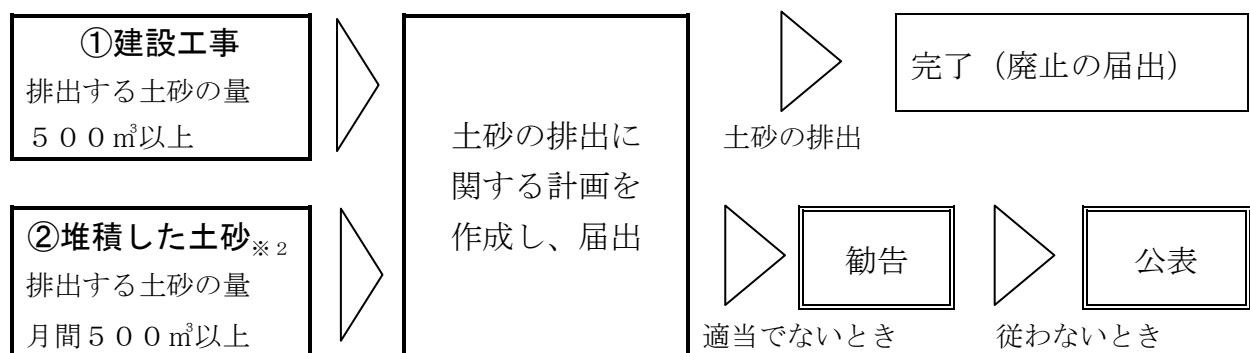
この条例では、土砂の堆積を、「埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）をいう。」と定義しており、山間部の谷地の埋立て、農地改良等、土砂を用いて土地を埋め立てたり盛土を行う行為やストックヤード等土砂を堆積している行為を対象としています。

また、建設工事等から発生する建設発生土を含めた土砂を対象にしていることから、土砂であればその質や有価物か無価物か等は問わないものです。

## 1 土砂の排出に関する手続き等

### （1）土砂の排出の届出

- ① 元請負人<sup>※1</sup>は、建設工事に伴って発生する土砂を500m<sup>3</sup>以上排出するときは、土砂の排出に関する計画を定め、届け出なければなりません。
- ② 土砂の堆積を行う者は、その土砂を1月間に500m<sup>3</sup>以上他の土地の区域に排出するとき（①の場合を除く。）は、1月間の土砂の排出に関する計画を定め、届け出なければなりません。



※1 発注者から直接建設工事を請け負った者及び請負契約によらないで自ら建設工事を行う者

※2 ストックヤードや仮置き場等

### （2）土砂の排出の届出の期日等

区分	届出者	届出の期日	様式
建設工事	元請負人	排出を開始する日の20日前まで	第1号
堆積した土砂	土砂の堆積を行う者	排出する月の初日の10日前まで	第2号

### (3) 土砂の排出の届出時の添付書類

土砂の排出の届出時には届出書に以下の書類を添付してください。正副2部(控えが必要な場合は3部)を所管の環境管理事務所(P18)に提出してください。

添付書類	建設工事	堆積した土砂
①排出元の土地の区域図 排出元の区域、範囲が分かる平面図、公図等	○	○
②排出元の土地の位置図 排出元の位置が分かる住宅地図、道路地図等	○	○
③排出先とする土地の位置図 排出先の位置が分かる住宅地図、道路地図等	○	—
④排出先で土砂が受け入れられることが分かる書面 排出先における堆積行為に関する許可等が分かる書面、土砂受け入れ証明書等の写し等	○	—

### (4) 土砂の排出の届出の適用除外

以下に該当する場合は、土砂の排出の届出が不要です。該当の有無については事前にお問い合わせください。

建設工事に伴って発生する土砂の排出
①排出する土砂の数量の合計が500m <sup>3</sup> 未満の土砂の排出
②採石法、砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂（岩石、砂利の採取のために除去した土砂を除く。）の排出
③埼玉県土採取条例の認可に係る土地の区域において採取された土砂の当該土地の区域からの排出
④災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の排出
⑤法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂の排出
⑥土地の造成その他の事業の区域において採取された土砂を当該事業の区域における土砂の堆積に用いるために行う土砂の排出
⑦工場その他の事業所の区域において採取された土砂を当該事業所の区域における土砂の堆積に用いるために行う土砂の排出
堆積した土砂の排出
①1月間に排出する土砂の数量の合計が500m <sup>3</sup> 未満の土砂の排出
②土質改良プラントその他の施設を用いて化学的に性質を改良した土砂の当該施設の敷地からの排出
③陶器、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料（土砂の性質を改良するための原材料を除く。）としての土砂の排出
④『建設工事に伴って発生する土砂の排出』の④～⑦と同じ

## (5) 変更等の届出

土砂の搬出の届出の内容に変更等があった場合は、以下の届出が必要となりますので、期日までに正副2部（控えが必要な場合は3部）を所管の環境管理事務所（P18）に提出してください。

届出の種類	届出を要する場合	届出の期日	様式
状況の変更による届出	当初の段階では500m <sup>3</sup> 以上の排出の計画がなく、提出期限後500m <sup>3</sup> 以上を排出することが判明した場合	500m <sup>3</sup> 以上となる日の前日まで	第1号 第2号
変更の届出	届出者の氏名等の変更の場合 発注者の氏名等の変更の場合	遅滞なく	第3号
	発生する土砂の数量、排出する土砂の数量、排出する期間、排出先等の変更の場合*	あらかじめ	第3号
完了等の届出	土砂の排出を完了した場合 土砂の排出を廃止した場合	20日以内	第4号

\* 土砂の数量の減少又は2割以下の増加、排出先の減少の場合は、届出不要

## (6) その他

知事は、届出に係る建設工事に発注者がいるときは、発注者に届出の内容を通知します。

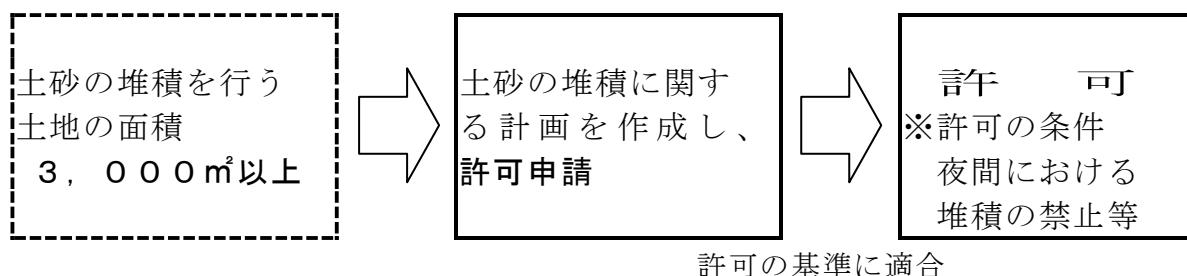
通知は、計画に記載された発注者あてに行いますので、郵便番号、住所、代表者名、担当者名を正確に記載してください。

## 2 土砂の堆積（埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積）の許可手続き

### （1）土砂の堆積の許可手続き

土砂の堆積を行おうとする者は、土砂の堆積に係る土地の区域の面積が $3,000\text{m}^2$ 以上のときは、土砂の堆積に関する計画を定め、許可を受けなければなりません。

なお、複数の堆積を単に分けて行う場合は、それぞれの堆積に係る土地の区域の面積を合算します。



#### 許可の基準（詳細：P7「3 土砂の堆積の基準」参照）

- 1 土砂の流出、崩壊等を防止するまでの基準（土砂の堆積の基準）
  - (1) 堆積する土砂の高さ、のり面の勾配
  - (2) 排水施設、擁壁等
  - (3) 地形等に応じ配慮すべき事項等
- 2 許可申請者等の資力、信用
- 3 計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意

## (2) 土砂の堆積の許可申請時の添付書類

土砂の堆積の許可申請時には申請書（様式第6号）に以下の書類を添付し、正副2部（控えが必要な場合は3部）を所管の環境管理事務所（P18）に申請してください。また、堆積の計画については、「**埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例及び施行規則に関する技術指針**」を参照のうえ作成してください。

### ①申請者及び元請負人の法人の登記事項証明書

- 申請者及び元請負人が法人の場合、法人の登記事項証明書（発行後3月以内のもの）

### ②申請者及び元請負人の住民票の写し

- 申請者及び元請負人が個人の場合、その住民票の写し（発行後3月以内のものでマイナンバーの記載のないもの）

### ③土砂の堆積の場所の土地の登記事項証明書

- 土砂の堆積を行う場所の土地の登記事項証明書（発行後3月以内のもの）

### ④申請者及び元請負人が土砂の堆積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面

- 堆積工事に係る資金計画書（土壤分析費を含んだもの）
- 県税の納税証明書（法人（個人）事業税、法人（個人）県民税）（発行後3月以内のもの）
- 土砂の堆積の実施経歴書
- 建設業の許可証の写し

### ⑤土砂の堆積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意があつたことを証する書面

- 堆積を行う土地の所有者（抵当権者）の同意書、承諾書等
- 堆積の施工中及び堆積後において周辺の土地を使用する場合は、その土地の所有者の同意があることを証明するもの
- 排水を既設水路等に排水する場合はその水路管理者等の同意を証明するもの
- 搬入作業に使用する土地に同意が必要は道路管理者等の同意を証明するもの

### ⑥土砂の堆積に係る土地の区域を示す図面

### ⑦土砂の堆積に係る土地の位置を示す図面

### ⑧完了時及び最大堆積時の土地の形状を示す平面図、断面図

### ⑨排水施設ほか、土砂の流出及び崩壊を防止する施設の平面図、断面図

### ⑩擁壁の背面図

### ⑪土質試験等に基づく地盤及び土砂の堆積に使用する土砂の安定計算

- 堆積する土地が軟弱地盤であって、堆積した後に土砂の流出、崩壊が発生する恐れがある場合
- 堆積したことによって周辺に影響を及ぼす恐れがある場合

### (3) 土砂の堆積の許可の手続きの適用除外

下表に該当する場合は条例の許可は不要です。（③については届出が必要：様式第7号）該当の有無については事前にお問い合わせください。

- ①土砂の堆積に係る土地の区域の面積が3,000m<sup>2</sup>未満の土砂の堆積
- ②土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂の堆積で当該事業の区域における土砂のみを用いて行うもの
- ③法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂の堆積であって、知事に届け出たもの  
【例】都市計画法、森林法、道路法、河川法、宅地等造成規制法等
- ④公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち無秩序な土砂のたたき積となるおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂の堆積  
【例】都市計画事業、土地改良事業、道路又は河川に関する事業
- ⑤災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の堆積
- ⑥法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂の堆積
- ⑦運動場の砂利敷きその他の通常の管理行為として行う土砂の堆積
- ⑧土質改良プラントその他の施設の敷地内において当該施設で化学的に性質を改良した土砂のみを用いて行う土砂の堆積
- ⑨採石法、砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂（岩石、砂利の採取のために除去した土砂を除く。）のみを用いて行う土砂の堆積
- ⑩さいたま市、川越市、川口市、越谷市、桶川市、毛呂山町、嵐山町及び鳩山町の区域で行う土砂の堆積
- ⑪製品の製造又は加工のための原材料の堆積

### (4) その他

以下の内容については、関係する市町村若しくは所管の環境管理事務所まで、お問い合わせください。

- ① 3,000m<sup>2</sup>未満の土砂の堆積であっても、市町村の条例により許可等が必要な場合があります。
- ② 土砂のストックヤード等土砂を堆積する場所の面積が500m<sup>2</sup>以上の場合には、大気汚染防止法又は埼玉県生活環境保全条例の粉じん発生施設としての届出が必要です。
- ③ 3,000m<sup>2</sup>以上の面積の土地について、下記に該当する改変をしようとする場合には、埼玉県生活環境保全条例に基づく土地の履歴調査及び報告等が必要な場合があります。
  - i 土地の切り盛り、掘削その他土地の造成
  - ii 建築物その他工作物の建設その他の行為

### 3 土砂の堆積の基準

土砂のたい積許可を受けるためには、以下の基準を満たしている必要があります。

#### ①土砂の堆積の完了時及び最大堆積時において堆積する土砂の高さ及びのり面の勾配に関する基準

- イ 土砂の高さ<sub>※1</sub>は、2m以内であること。[P-9, 10 図(1)～(5)参照]
- ロ 土砂の堆積により生ずるのり面<sub>※2</sub>の勾配は、垂直1mに対する水平距離が2mの勾配以下であること。[P-9, 10 図(1)～(5)参照]

#### ②排水施設、擁壁その他の施設に関する基準

- イ 土砂の堆積に係る土地の区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう、必要な排水施設が設置されていること。
- ロ 排水施設の構造は、下水道法施行令第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの基準<sub>※3</sub>に適合するものであること。ただし、土砂の堆積の目的が一時的な土砂の保管、農地の改良その他これらに類するものである場合は、この限りでない。
- ハ 拥壁は、宅地造成等規制法施行令第6条の規定により設置する擁壁の例によるものであること。
- ニ 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

#### ③地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講すべき措置に関する基準

- イ 土砂の堆積に係る土地の地盤が軟弱である場合は、当該土砂のたい積に係る土地以外の土地の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
- ロ 垂直1mに対する水平距離が4m以下の勾配である土地に土砂のたい積を行う場合は、土砂の堆積を行う前の土地の地盤と土砂の堆積に使用した土砂との接する面にすべりが生じないように、段切りその他の措置が講じられていること。[P-10図(5)参照]
- ハ 土砂の堆積の完了後に土砂が崩壊しないよう、締固めその他の土砂の堆積に係る土地の地形、地質又は周囲の状況に応じた必要が講じられていること。
- ニ 土砂の堆積に係る土地の周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合は、これらの土地の境界と土砂の堆積に係る土地との間隔が最大堆積時の土砂の堆積の高さに相当する長さをとる等の措置が講じられていること。[P-11図(6)参照]
- ホ 土砂の堆積に伴う周囲の生活環境への影響を踏まえ、土砂の堆積を行う時間<sub>※4</sub>、期間<sub>※5</sub>等が定められていること。
- ヘ 土砂の堆積に係る土地の区域を表示するためのくい等が設置されていること。

※1 土砂の堆積により生ずる地表面の最高部と最低部との高低差（土砂の堆積前において土砂の堆積に係る土地と隣接する土地とに高低差がある場合にあってはその隣接部分の最低部と土砂の堆積により生じた地表面との高低差、擁壁を設ける場合にあっては擁壁の最高部と土砂の堆積により生じた地表面の最高部との高低差）

※2 擁壁に覆われたのり面を除く。

※3 排水施設の基準（下水道法施行令第8条）

第2号 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。

第3号 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。  
ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができます。

第8号 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所

ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。

ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所

第9号 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができるふた）を設けること。

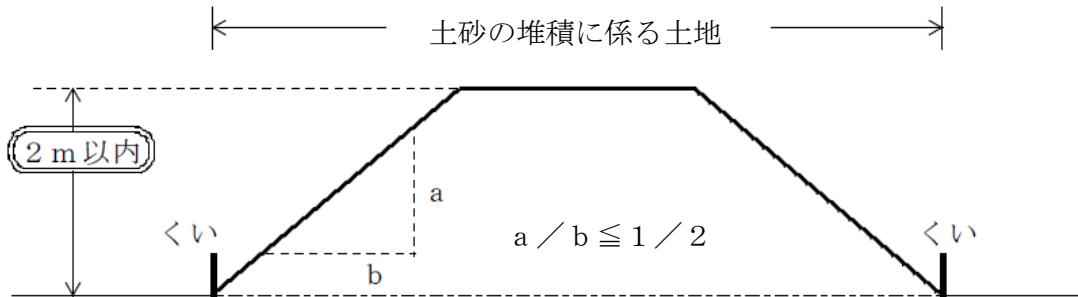
第10号 ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあっては深さが15cm以上のどろためを、その他のますにあってはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

※4 夜間のたい積禁止

※5 最長2年間

## 4 土砂の堆積の標準断面図

### (1) 一般的な堆積の場合（土地が平坦な時）

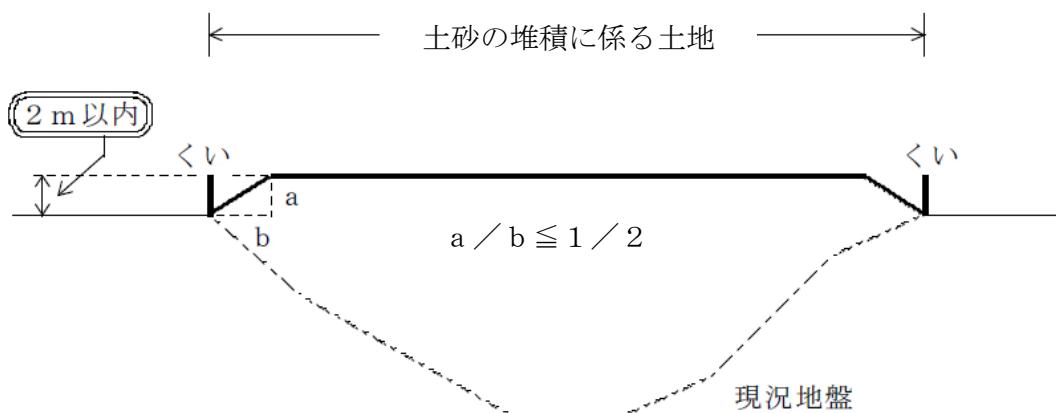


※堆積の基準 高さ : 2 m以内

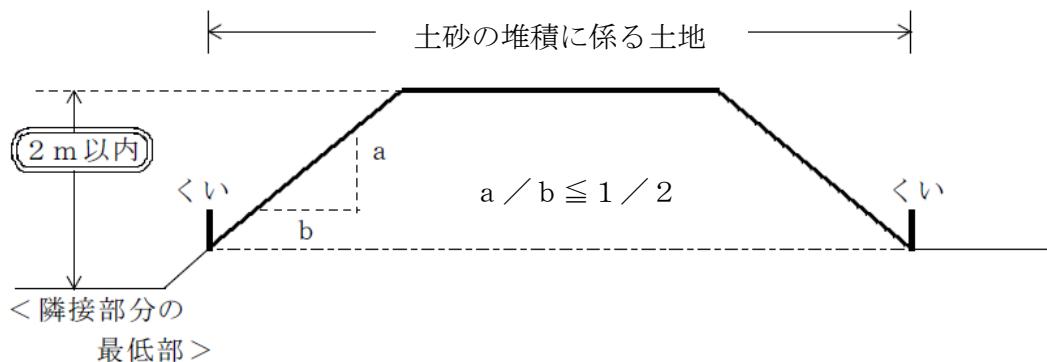
のり面勾配 :  $a / b$  が  $1 / 2$  以下

※くいは、敷地境界及び土砂の堆積範囲に設置が必要

### (2) 穴等の埋立ての場合

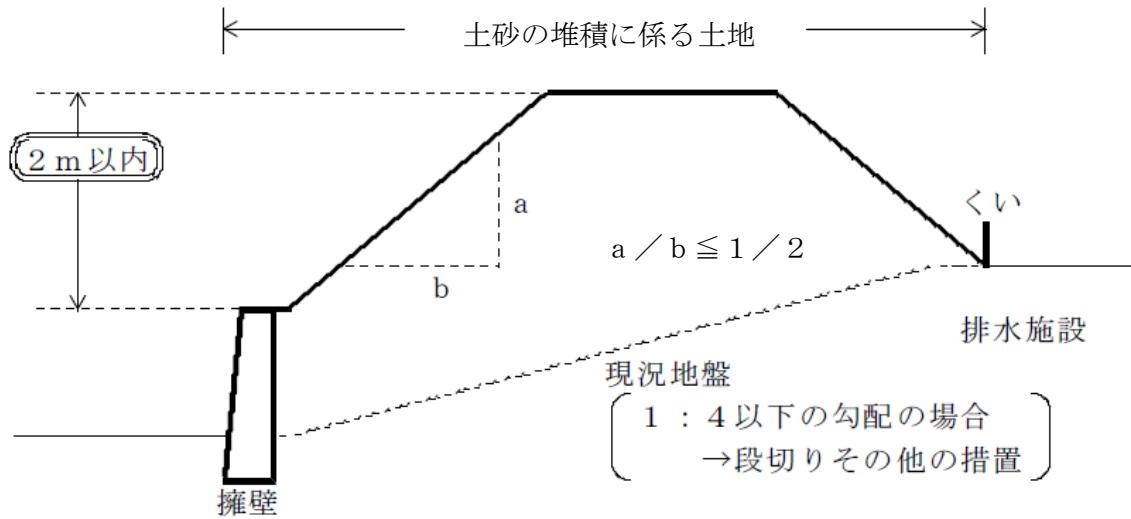


### (3) 隣接する土地との高低差がある場合

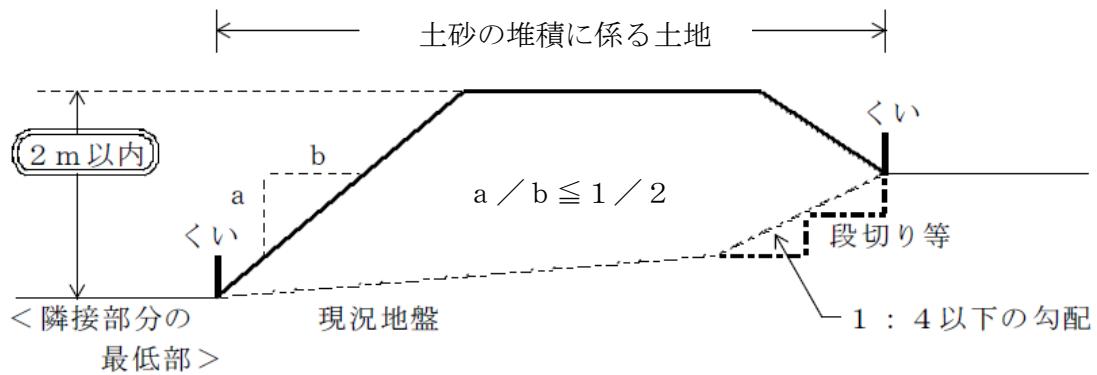


※高低差が 2 m以上ある場合には擁壁が必要

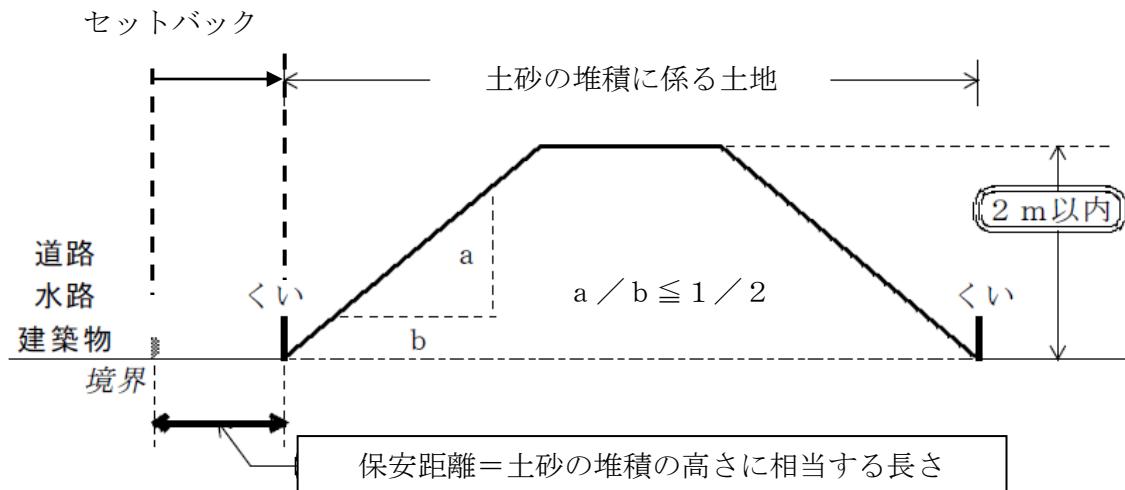
(4) 擁壁を用いる場合



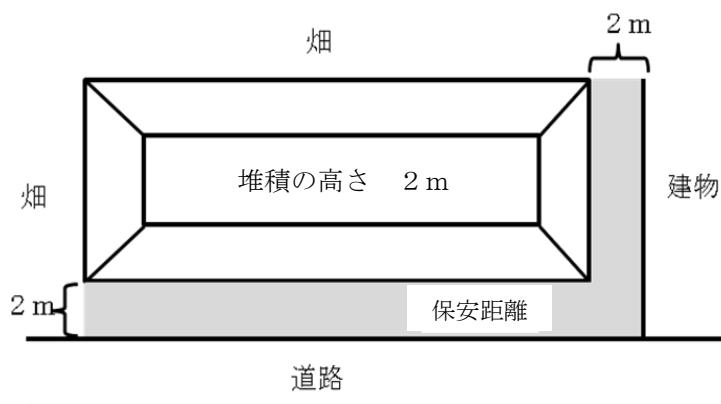
(5) 勾配のある土地の場合



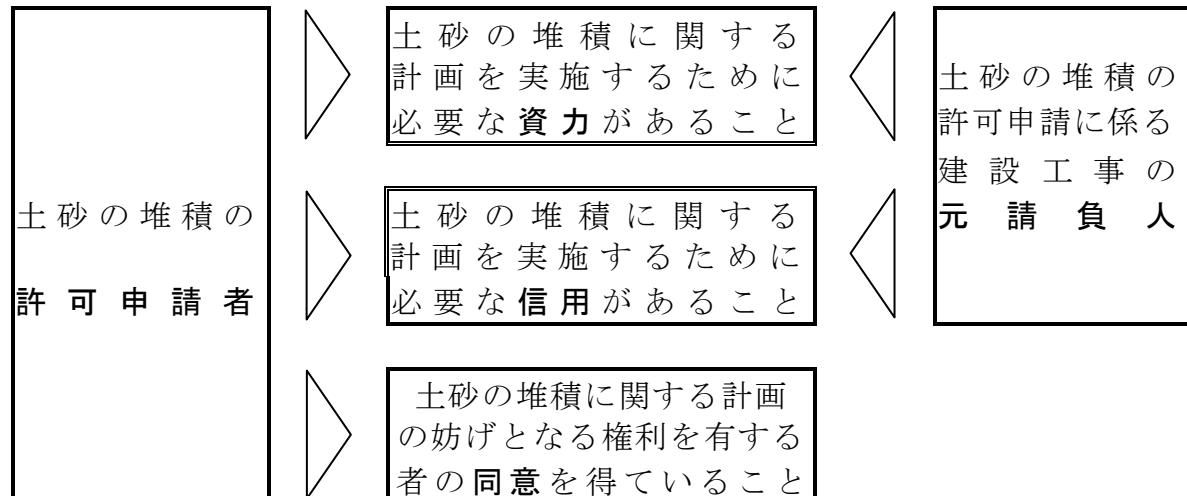
(6) 周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合



堆積の高さ 2 mの場合



5 堆積の基準以外の許可の基準

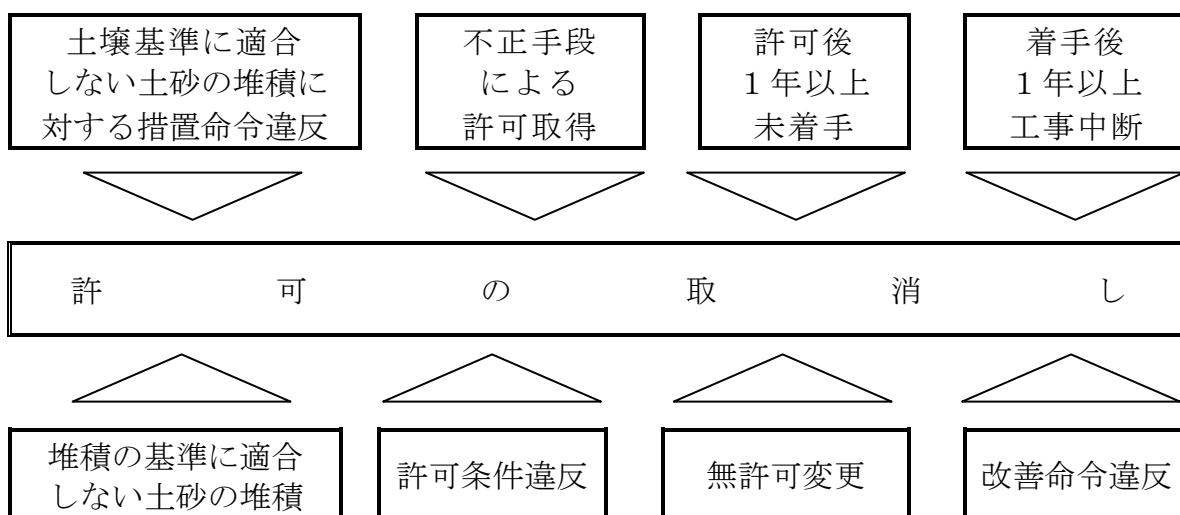


## 6 土砂の堆積に係る変更の許可等

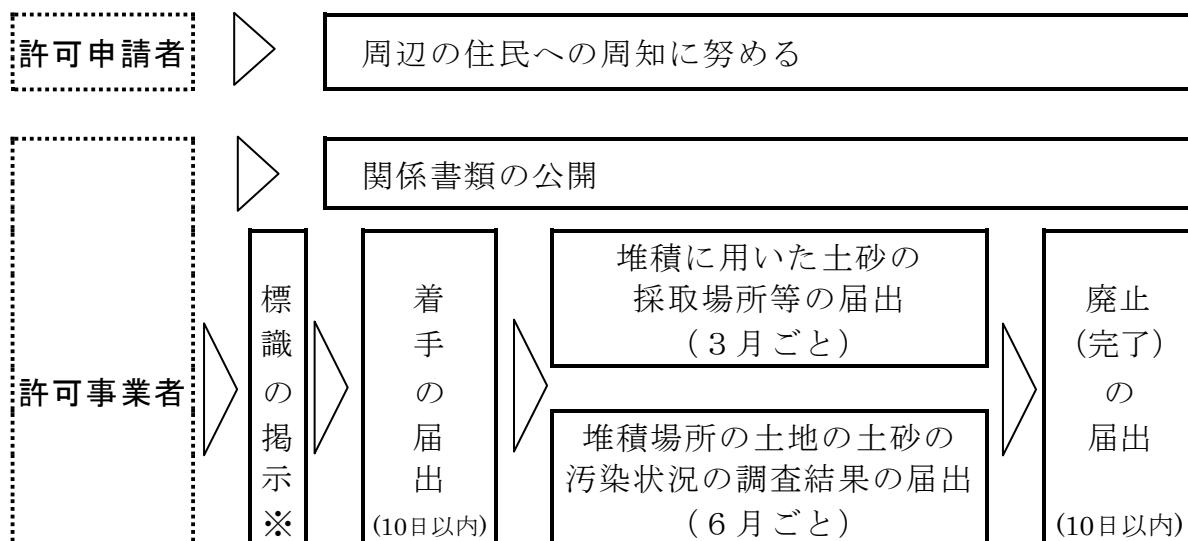
土砂のたい積の申請内容に変更等があった場合は、下記の手続きが必要となりますので、正副2部（控えが必要な場合は3部）を所管の環境管理事務所（P18）に提出してください。

許可等の種類	許可等の必要な場合	申請、届出等の時期	様式
変更の許可の申請	堆積に係る面積の変更、堆積の目的の変更、土砂の高さの増加、のり面の勾配の増大、土砂の流出防止施設の計画の変更等の場合	変更前（変更をしようとするとき）	第9号
変更の届出	氏名、住所等の変更の場合 最大堆積時の土砂の数量の変更、周囲の生活環境の保全のための方策の変更、土砂の高さの減少、のり面の勾配の緩和等の場合	遅滞なく あらかじめ	第10号 第10号
着手の届出	堆積に着手の場合	10日以内	第12号
堆積に用いた土砂の採取場所等の届出	堆積の着手の日から3月ごと	各期間経過後20日以内	第13号
堆積場所の土地の土砂の汚染状況の調査結果の届出	堆積の着手の日から6月ごと	調査結果入手次第	第14号
完了等の届出	堆積を完了した場合 堆積を廃止した場合	10日以内	第15号

## 7 土砂の堆積の許可の取消し



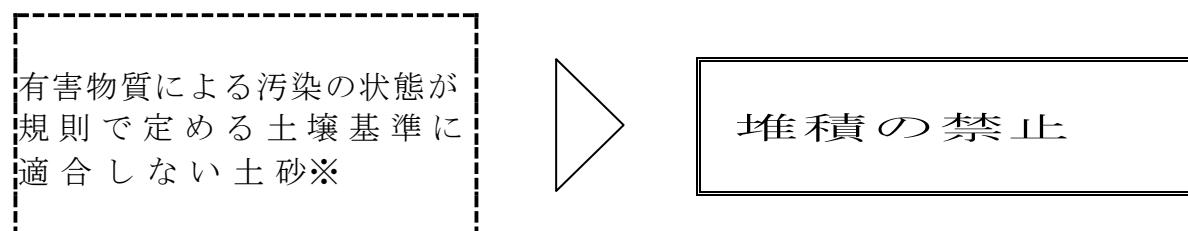
## 8 許可申請者、許可事業者の義務



※様式第11号 (縦50cm以上、横60cm以上)

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例に基づく土砂のたい積の許可標識			
許可を受けた者	住所		
	氏名又は名称		
許可の概要	許可番号		
	許可年月日		
	土地の区域	所在	
		面積	
	元請負人	住所	
		氏名又は名称 (代表者氏名)	
		連絡先	
	たい積期間		
	許可をした機関	名称	
		連絡先	

## 9 汚染された土砂の堆積の禁止



※次頁の土壤基準（溶出量基準、含有量基準のいずれか共に）を満たしていない土砂

## 10 土壌基準

有害物質の種類	溶出量基準	含有量基準
カドミウム及びその化合物	0.01 mg/l以下	150 mg/kg以下
六価クロム及びその化合物	0.05 mg/l以下	250 mg/kg以下
シアン化合物	検出されないこと	(遊離シアン) 50 mg/kg以下
水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	15 mg/kg以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	—
セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	150 mg/kg以下
鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	150 mg/kg以下
砒素及びその化合物	0.01 mg/l以下	150 mg/kg以下
ふっ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	4,000 mg/kg以下
ほう素及びその化合物	1 mg/l以下	4,000 mg/kg以下
四塩化炭素	0.002 mg/l以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下	—
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	—
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下	—
トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下	—
ベンゼン	0.01 mg/l以下	—
P C B	検出されないこと	—
シマジン	0.003 mg/l以下	—
チオベンカルブ	0.02 mg/l以下	—
チウラム	0.006 mg/l以下	—
有機りん化合物	検出されないこと	—
クロロエチレン	0.002 mg/l以下	—
ダイオキシン類	—	1,000 pg-TEQ/g

で囲んだ箇所が、本条例で求める汚染調査項目です。  
注) 堆積の許可後に調査・届出が必要な汚染調査項目は で囲んだ箇所のみですが、それ以外の項目は基準を超えても良いということではありません。上表の土壌基準（溶出量基準、含有量基準いずれか共に）に適合しない土砂の堆積は禁止されています。

## 1.1 許可業者が行う堆積に係る土地の汚染調査

### (有害物質9物質の土壤含有量調査方法)

#### －土壤汚染対策法に規定する土壤汚染状況調査－

(汚染土壤が存在するおそれがあると認められる土地)

##### (1) 汚染調査を実施する機関

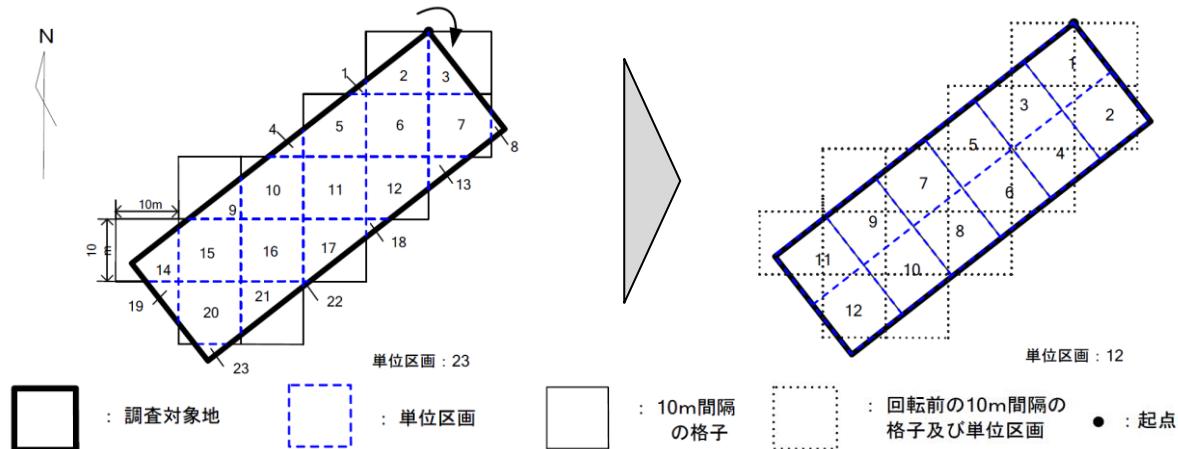
汚染調査（試料の採取を含む。）は、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関に依頼すること。

##### (2) 調査対象地の区画の方法

調査対象地の最北端（複数ある場合は、そのうち最も東の地点）を起点として、東西南北方向に10m四方の方向の格子状に、調査対象地を区画すること。

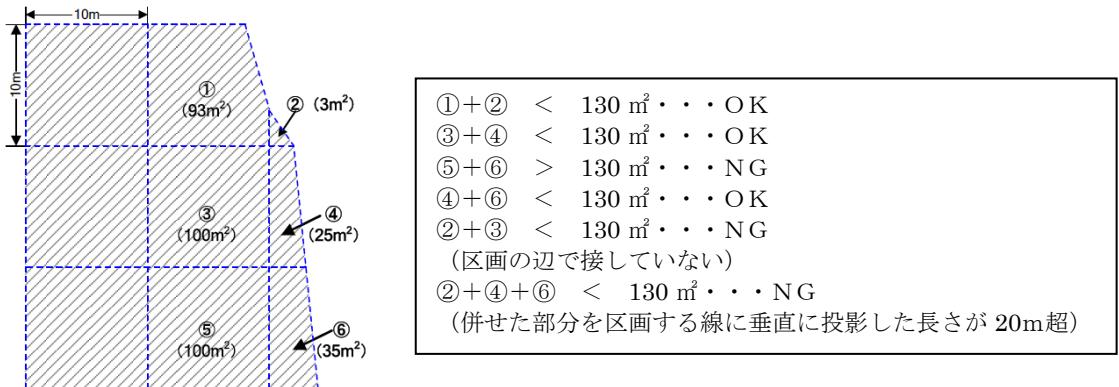
ただし、

- ①区画数が最も少なくなるように、起点を支点として右に回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。



##### ① 10m間隔の格子を回転させた場合の単位区画の設定方法

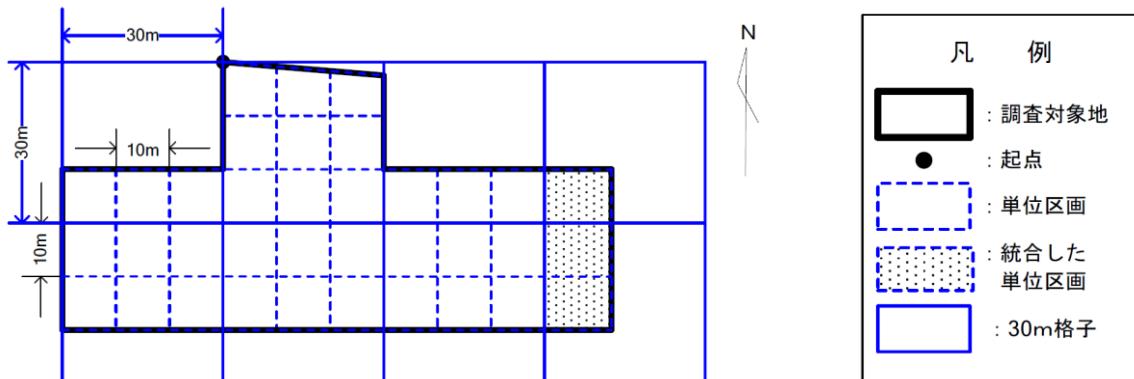
- ②区画された調査対象地（単位区画）であって隣接するものの面積の合計が130m<sup>2</sup>を超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができます。（統合した単位区画の一辺の長さが20mを超えてはならない。）



## ②単位区画の統合の条件

### (3) 各単位区画ごとに行う試料採取

900m<sup>2</sup>単位で試料採取を行うこととし、30m四方の格子状の区画内にある9つの単位区画のうち5つの単位区画の各1地点で試料を採取し、これを混合して1つの試料として測定する（5地点混合法）こと。



30m格子の設定方法

### (4) 試料の採取地点

試料採取等の対象とされた当該単位区画の中心において、試料の採取を行うこと。

### (5) 試料採取の方法

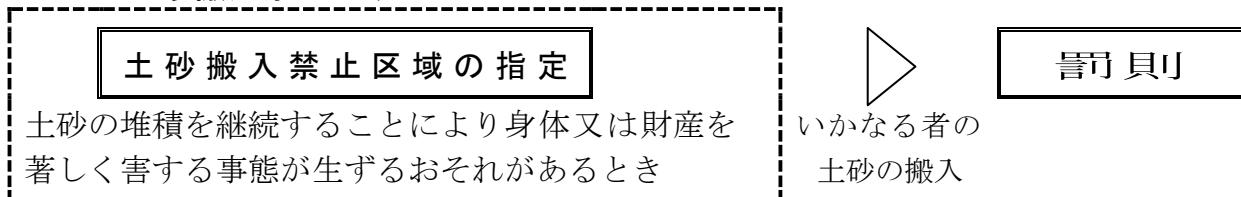
表層（地表から5cm）の土壤と、5～50cmまでの深さの土壤を採取し、2種類の深さの土壤の量が均等になるように混合すること。

### (6) 測定の方法

平成15年3月6日環境省告示第19号（土壤含有量調査に係る測定方法を定める件）に定める方法により測定すること。

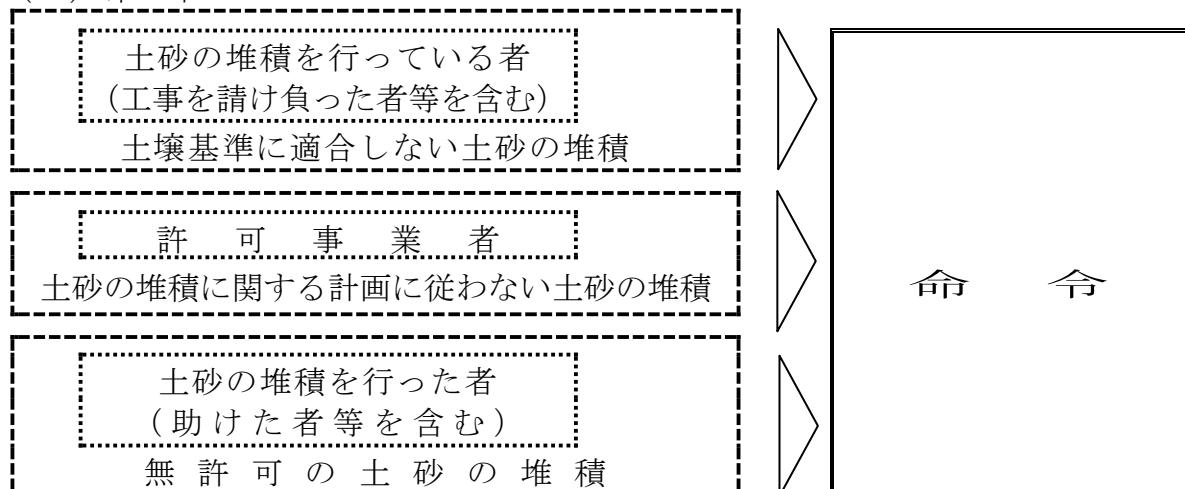
※試料採取の方法は、表層から50cmまでの土壤を均等に採取する方法でも差し支えないが、その場合には、その旨を明示すること。

## 12 土砂搬入禁止区域

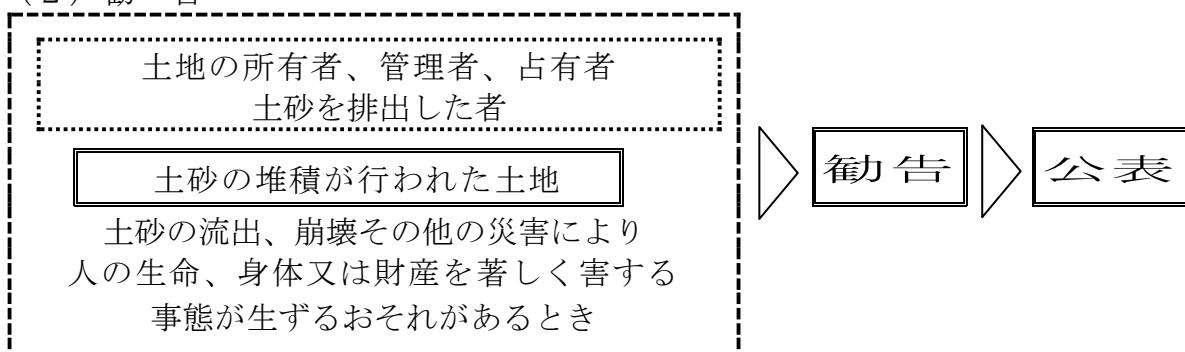


## 13 命令等

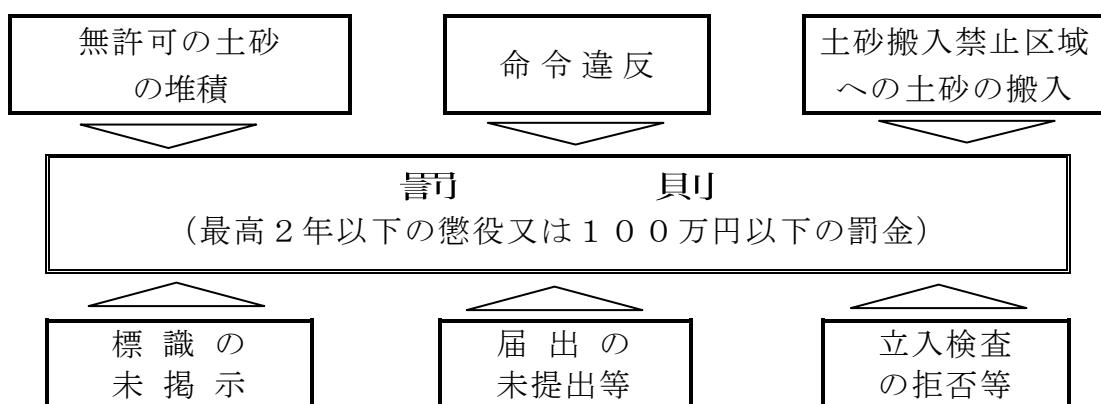
### (1) 命令



### (2) 劝告



## 14 罰則



## 15 書類の提出先等

### (1) 書類の提出先

書類は、次の環境管理事務所に提出してください。

#### ①土砂の排出に関する届出

土砂の排出元の所在地を管轄する環境管理事務所

#### ②土砂の堆積の許可申請等

土砂の堆積に係る土地の区域の所在地を管轄する環境管理事務所

(さいたま市、川越市、川口市、越谷市、桶川市、毛呂山町、嵐山町及び鳩山町の区域で行う土砂の堆積を除く)

### (2) 提出部数

全ての届出及び許可申請について、正副それぞれ1部ずつ必要になります。  
控えが必要な場合は、もう1部（合計3部）持参してください。

## 16 問い合わせ先

環境管理事務所等	所 在 地	電話番号等
中央環境管理事務所	〒330-0074 さいたま市浦和区 北浦和5-6-5（浦和合同庁舎内）	TEL 048-822-5199 FAX 048-822-5139
西部環境管理事務所	〒350-1124 川越市新宿町1-17 -17（ウエスタ川越公共施設棟4階）	TEL 049-244-1250 FAX 049-246-7885
東松山環境管理事務所	〒355-0024 東松山市六軒町5-1 (東松山地方庁舎内)	TEL 0493-23-4050 FAX 0493-23-4114
秩父環境管理事務所	〒368-0042 秩父市東町29-20 (秩父地方庁舎内)	TEL 0494-23-1511 FAX 0494-23-6679
北部環境管理事務所	〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 (熊谷地方庁舎内)	TEL 048-523-2800 FAX 048-526-3949
越谷環境管理事務所	〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82 (越谷合同庁舎内)	TEL 048-966-2311 FAX 048-966-5600
東部環境管理事務所	〒345-0025 杉戸町清地5-4-10	TEL 0480-34-4011 FAX 0480-34-4785
環境部 産業廃棄物指導課	〒330-9301 さいたま市浦和区 高砂3-15-1	TEL 048-830-3121 FAX 048-830-4774

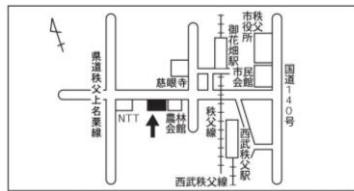
# 環境管理事務所

はここにあります

身近な環境問題でお気付きの点がありましたら、お気軽に  
ご相談ください。

## ●埼玉県秩父環境管理事務所

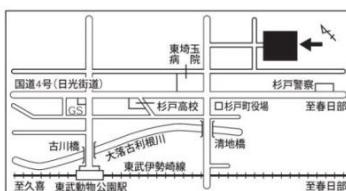
〒368-0042 秩父市東町 29-20(秩父地方庁舎内)  
電話 0490(23)1511 FAX0494(23)6679



秩父鉄道御花畠駅・西武秩父線西武秩父駅徒歩 5 分

## ●埼玉県東部環境管理事務所

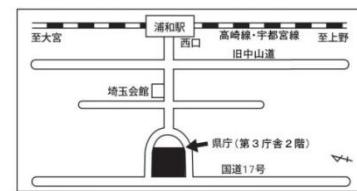
〒345-0025 杉戸町清地 5-4-10  
電話 0480(34)4011 FAX0480(34)4785



東武伊勢崎線東武動物公園駅徒歩 20 分

## ●環境部産業廃棄物指導課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1  
(第3庁舎 2 階)  
電話 048(830)3135 FAX048(830)4774



高崎線・宇都宮線清和駅徒歩 10 分

## ●埼玉県北部環境管理事務所

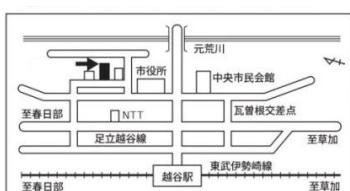
〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1(熊谷地方庁舎内)  
電話 048(523)2800 FAX048(526)3949



高崎線・秩父鉄道熊谷駅徒歩 15 分

## ●埼玉県越谷環境管理事務所

〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-2-82  
(埼玉県越谷合同庁舎内)  
電話 048(966)2311 FAX048(966)5600



東武伊勢崎線越谷駅徒歩 10 分

## ●埼玉県東松山環境管理事務所

〒355-0024 東松山市六町 5-1(東松山地方庁舎内)  
電話 0493(23)4050 FAX0493(23)4114



東武東上線・東松山駅徒歩 20 分

## ●埼玉県西部環境管理事務所

〒350-1124 川越市新宿町 1-11-17  
(エクスタ川越公共施設棟 4 階)  
電話 049(244)1250 FAX049(246)7885



川越線・東武東上線川越駅徒歩 5 分

## ●埼玉県中央環境管理事務所

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5  
(浦和合同庁舎内)  
電話 048(822)5199 FAX048(822)5139



京浜東北線北浦和駅徒歩 10 分